

後期高齢者医療の 被保険者の皆さんへ

☎ 国保年金課医療係 ☎ (95)9892

保険料率が改訂されます

後期高齢者医療保険に加入している人の令和2・3年度の保険料率が決まりました。被保険者一人当たりの医療給付費が増加したことなどを理由に、保険料率が上がります。

均等割額 48,765円（平成30・31年度 45,379円）

所得割額 9.64%（平成30・31年度 8.76%）

令和2年度の保険料額＝48,765円＋（平成31年中の所得金額－33万円）×9.64%

※100円未満は切捨てで限度額は64万円です。

所得金額などに応じて均等割額が2～7.75割軽減される場合もあります。令和2年度の保険料は、7月中旬に届く決定通知書でご確認ください。年金や口座振替以外の人は納付書が同封されるので、お近くの金融機関でお支払いください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

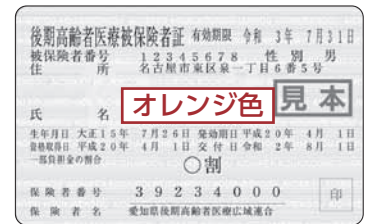
限度額適用・標準負担額減額認定証は、入院時の医療機関窓口での負担（食事代など）が軽減される認定証です。現在使用している認定証の有効期限は7月31日（金）です。認定証の交付を受けている人で、令和2年度も対象になる人には、8月以降に使用する認定証を7月下旬に郵送します。

新しい保険証を7月中旬に送付します

現在使用している保険証の有効期限は7月31日（金）です。8月1日（土）から使用する保険証を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

簡易書留郵便は、受け取るときに受領印またはサインが必要です。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、案内に従って受け取ってください。有効期限が切れた古い保険証は、市役所、各公民館（西端を除く）、農業者コミュニティセンター、南部・東部市民プラザに設置している保険証回収箱へ返却するか、個人で細かく裁断するなどして破棄してください。

保険証は有効期限を過ぎると使用できません。8月1日（土）以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しいオレンジ色の保険証を提示してください。



後期高齢者医療コールセンターのご案内

県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の保険料と保険証に関するコールセンター（電話窓口）を開業します。保険料の算定方法や保険証の負担割合などについては、**コールセンター（☎0570(011)558）**へお問い合わせください。

期間 7月13日（月）～8月31日（月）
8時45分～17時15分

パブリックコメント あなたの意見をお聞かせください

提出された意見は、市ホームページなどで個人情報を除き公表します。なお、個別には回答しません。

市国土強靱化地域計画案

☎ 防災課防災計画係 ☎ (95)9874

市では、防災・減災対策を含め、必要な事前防災および減災のほか迅速な復旧復興に資する強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、その指針となる市国土強靱化地域計画を策定します。この度、計画案がまとまったので、皆さんからの意見を募集します。

閲覧場所 防災課、市役所1階行政情報コーナー、市ホームページ、南部市民プラザ、農業者コミュニティセンター

意見の提出 7月26日（日）（必着）までに、住所、氏名または団体名、電話番号を記入し、持参または郵送、FAX、メールのいずれかで**防災課防災計画係** 〒447-8601 松本町28 ☎(41)5412

✉bosai@city.hekinan.lg.jp

市景色づくり計画（市景観計画）案

☎ 都市計画課計画推進係 ☎ (95)9905

市景色づくり計画は、本市が持つ様々な景色資源を利活用・再生・創造し、市民・地域の結びあいや新たな地域力を育み、生き生きと暮らせるまちの形成に資することを目的としています。この度、計画案がまとまったので、皆さんからの意見を募集します。

閲覧場所 都市計画課、市役所1階行政情報コーナー、市ホームページ、南部市民プラザ、農業者コミュニティセンター

意見の提出 7月8日（水）～8月7日（金）（必着）に住居、氏名または団体名、電話番号を記入し、持参または郵送、FAX、メールのいずれかで**都市計画課計画推進係** 〒447-8601 松本町28 ☎(48)0077

✉tosikeka@city.hekinan.lg.jp